

平成29年第1回定例会文教福祉委員会会議録

平成29年3月17日
10時00分～11時21分
第1委員会室

出席者氏名

糸賀 淳	委員長	札野 章俊	副委員長
伊藤 悦子	委員	久米原孝子	委員
油原 信義	委員	後藤 敦志	委員
杉野 五郎	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

教 育 長	平塚 和宏	健康福祉部長	龍崎 隆
教 育 部 長	荒井久仁夫	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	本谷 壽一
教育総務課長	足立 裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ推進課長	北澤 昌雄	指 導 課 長	小貫 孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井 浩一
生涯学習課長補佐	梁取 忍 (書記)		

事 務 局

次 長	松本 博実	副 主 幹	吉永 健男
-----	-------	-------	-------

議 題

議案第3号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について
議案第14号 龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号 龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第16号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項
議案第17号 平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第19号 平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第20号 平成28年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
平成29年陳情第1号 「いじめ防止対策推進法」の改正を求める陳情書

糸賀委員長

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。本日傍聴の申し出がありますのでこれを許可いたします。

傍聴者の方へ申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それではただいまより文教福祉委員会を開会いたします。本日ご審議いただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました議案第3号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の所管事項、議案第17号、議案第19号、議案第20号、平成29年陳情第1号の8案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。はじめに議案第3号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

改めましておはようございます。よろしく願いいたします。

それでは議案第3号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例についてご説明をいたします。

第1条に趣旨が記載されておりますけれども健診の受診を促進し、がん等の早期発見を図るとともに正しい健康意識を普及させるため、この条例に関する健診費用の特例を定めるものでございます。特例措置につきまして第2条の表に記載されております。ここに該当する方については健診費用は無料となるものでございます。

表をごらんいただきたいと思います。上から4つあると思うんですが、これについては子宮頸がん検診に係るものにつきまして一番上から平成29年度に21歳になる方、そして26歳の方、31歳、36歳の方について無料とするものでございます。中ほど子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診、この検診項目につきましては29年度に41歳になる方を対象に実施をするものでございます。その下乳がん検診及び大腸がん検診ということで以下46歳になる方、51歳になる方、56、61歳になる方でございます。

次のページをお願いいたします。特定健康診査でございます。これにつきましては29年度からの新規追加でございます。受診につながる働きかけを早期に行いまして健康意識の向上、受診意識の向上を目指すものでございます。該当者といたしましては41歳になる方、51歳になる方でございます。

一番下でございます。健康診査でございます。これにつきましては28年度までは35歳から39歳の方を対象としておりましたが、29年度から拡大をしまして18歳から39歳の方を対象に健康診査を行います。このうち29年度新たに35歳になる方に対し、無料としようとするものでございます。

付則でございます。この条例につきましては平成29年4月1日から施行いたしまして平成30年3月31日で効力を失うというものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。大野委員。

大野委員

健診の受診を促進し、がん等の早期発見を図るということでございます。健診の受診率、県平均より少ないわけなんですけれども、これについての受診率を上げる方策、そして予算委員会の中でも医師との連携を深めて、さらに潜在的な受診率を上げて受診率のアップを図るということでしたけれども、これについてどのくらいの受診率のアップを考えているのかをお尋ねしたいと思います。

糸賀委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

がん検診のほうの受診率、今、大野議員さんからございましたが県平均よりも低いものが多いです。乳がん検診、子宮がん検診については県の平均を上回っておりますが肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診については県平均を下回っております。ちなみに平成26年度までは県のほうでも各市町村のデータをホームページとかで公開しております。平成27年度の受診率についてはまだ確定が出ておりませんでした。手持ちの資料ですと0.7%から1%ぐらい前年に比べて伸びております。

昨年度から特定健診と一緒に地域の自治組織の総会、そのほかのコミュニティ協議会の役員会に吉田保険年金課長と健康増進課でお伺いして、皆様に健診、特定健診とかがん検診にご協力をお願いしたいということで27年度、28年度回っております。27年度はその分伸びてきておりまして、今後とも伸ばしていくために受診勧奨とかをしていきたいと思っております。

あとは昨年度から今回条例のほうに上げさせていただいておりますように無料の枠、こちらを設定させていただいております。上ほどの子宮頸がんについては国のほうの制度、昨年度あたりから漏れ者の方への受診勧奨という形で無料クーポンを27年度行っておりまして、28年度からは国のほうの制度としてはなくなってしまうんですが、国のほうですと子宮頸がんが一番上の段の21歳、乳がんが一番上の46歳、真ん中の41歳のところだけが国の制度の補助であります。それ以外に市単独で補助しておりますので、その分少しは伸びてきているのかと思っております。

今後、胃がん検診とかにつきましては牛久市では医療機関健診とあと内視鏡検診、国のほうで胃がん検診については昨年度要綱が変わりまして、新年度から内視鏡のほうも国のほうの検査の対象に、補助の対象になってくるということでもありますので、龍ヶ崎市でも今、準備を進めておりまして、平成30年度から医療機関において胃がん検診、内視鏡検診とバリウム検診を開始するように医師会のほうと調整を図っておりますので、そちらのほうは受診率が伸びてくるのかなと考えております。

以上です。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員

健診は健康管理をするのに一番いい方法だと思います。日本一の健診率までは望まないにしても茨城県平均ぐらいは届くようにいろいろ各先進都市の事例等を研究しながら、向上を図っていただきたいと思っております。

以上です。

糸賀委員長
ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第14号 龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案書のほうが36ページになります。新旧対照表のほうは43ページでございます。

議案第14号 龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表のほうでご説明をしたいと思います。大きく2点ほど改正をいたします。

1点目でございますけれども新旧対照表の第5条、真ん中ら辺に記載されております休館日の表でございますけれども保育ルームのリフレッシュ保育、これにつきましては現状は休館日が日曜日、水曜日、土曜日及び国民の祝日に関する云々ということによって定められておりますけれども、平成29年度からはこの水曜日につきましても実施をしたいということで、その変更のほうが新のほうで新たに1つ目の段のほうに保育ルーム（リフレッシュ保育）というところを入れまして、水曜日でも実施するという内容が1点目でございます。

2点目につきましては対象者の第6条でございます。第6条に第2項を設けまして市外に住所を有する者であっても規則で定める者については施設を利用することができるということでございます。ちなみにこの規則で定めるという内容、現在想定している部分については里帰りでこちらに出産で戻ってくる方、あるいは親の介護のために里帰りで帰ってきている方、こういった方を想定しているところでございます。

そのほか文言の整理を若干いたしております。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

今までの利用状況をお知らせください。

糸賀委員長

服部こども課長。

服部こども課長

さんさん館のほうのリフレッシュ保育、こちらのほうの利用状況をご説明したいと思います。平成27年度から申し上げますと延べ利用者数1,880人、延べ利用時間につきましては5,952時間と1回あたりの利用時間が3.16時間というような状況でございました。28年度、最終的な取りまとめはまだできておりませんが登録者数については現時点で783人、延べ利用者数につきましては1,595人、延べ利用時間につきましては5,256時間、1回あたりの利用時間につきましては3.29時間ということで、1回あたりそのリフレッシュ保育、預ける時間が伸びているとそのような傾向にございます。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

結構利用されているということで、それはいいことだなと思うんですけども、今までで里帰りの人が利用したいというような意見があったか。私はいいことだと思っているんですけども。

糸賀委員長

服部こども課長。

服部こども課長

里帰りの出産の件について、以前にそのような相談があったというようなことはございます。ただ、里帰りで介護というような要望というのはなかったんですけども、当然考え得ることかなというふうに思っております。そのほか、1項目、市長が認める者というような規定を設けまして、例えば災害等で龍ヶ崎に来られるとか、そういうようなこともあり得ることかなということで、そのような項目も設けていきたいなというふうに考えております。

糸賀委員長

ほかにございませんか。後藤委員。

後藤委員

リフレッシュ保育のところについてお聞きしたいんですけども、増えるということで大変喜ばしいことだと思うんですけども利用者の方から水曜日もやってほしいよというようなご要望が多かったのかという点と平成29年度において実際、カレンダー自分で数えればいいんですけども、何日利用できる日数が増えるのか教えてください。

糸賀委員長

服部こども課長。

服部こども課長

そのニーズの関係なんですけれども、毎年利用者の方にニーズ調査をしております。その中で水曜日だけ休館日ということではというような要望が確かにございました。そちらのほうを受けまして水曜日も当然開設するのが通常だろうというようなことで今回やることにしたものでございます。

あと、日数ですか。ちょっと電卓ないのですぐ出てこないんですけども。

後藤委員

だいたい50日ぐらいですか。

服部こども課長

そうですね。そのくらいです。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

わかりました。単純にそれぐらいだと思います。ありがとうございます。

それだけのニーズが要望があってそれを実現してくださるということで、しかもそれだけ年間で50日増えるということなので子育てのサービスとして本当にありがたいことだと

思います。それで50日リフレッシュ保育が増えるとなると人的な補強，人件費の面とかそのあたりはどういったようになるのでしょうか。

糸賀委員長
服部こども課長。

服部こども課長
29年度の予算計上にa
たりまして、28年度、本年度から比較しまして10%までは行かないかと思うんですけれども増額というようなことで計上させていただいています。

リフレッシュ保育の分につきましては民間のNPO法人に業務委託をしているところなんです、相加的な契約ということじゃなくて、リフレッシュ保育は単価契約，出来高払いというような形で契約をさせていただいております。その関係もございまして増加分も含めて新年度予算では計上させていただいたところでございます。

糸賀委員長
ほかにごいませんか。

【なし】

糸賀委員長
別がないようですので採決いたします。
議案第14号，本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして，議案第15号 龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について，執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
議案書のほうが37ページ，新旧対照表のほうが44ページでございます。議案第15号 龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。改正点は1点ございまして，第4条の（3）第3号でございます。介護保険法の施行規則の改正を受けまして主任介護支援専門員について研修の更新制を導入するというものでございます。これにつきましては主任介護支援専門員が継続的に知識，技術等の向上に努めているのかを確認し，また自らの実践に足りないものを認識し，さらなる資質向上を図ることが重要であるとし，更新制を導入し，更新時における新たな研修を行うこととするものでございます。

議案書のほうを見ていただきまして付則でございます。この条例につきましては公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長
執行部からの説明は終わりましたが，質疑等はございませんか。伊藤委員。

伊藤委員

知識を重ねていくということは非常に大事なことだなというふうに思いますので、いいことかなというふうに思いますけれども大体研修ってどれぐらいやることになるんですか。その内容だけ教えてください。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

主任介護支援専門員として龍ヶ崎市の地域包括支援センターで勤務する場合、5年を超えない期間の間にその更新研修というものを受けてはなりません。それがこの施行規則の中で改正された点であります。

つけ加えますと5年を超えない範囲で1回その更新研修を受けるわけなんですけど、この更新研修を受けるにあたって1年に4回の研修、正確に申し上げますと法定外の研修というものを受けてはなりません。ですから5年の間に毎年4回ずつ研修を受けていって計20回の研修を受けて、その更新研修を受ける資格を得られるということですので、非常に主任ケアマネさんは、その資格を更新していくにあたっては、かなり厳しい資格の継続をしないといけないということになります。これはうちの地域包括支援センターばかりじゃなくて、ほかの自治体の包括支援センターの主任ケアマネも同じということになります。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それだけ大変な仕事、重要な人と人とのことだからそういうことだと思うんですけども、そうしますとその研修を受けてもらうための人的配置、1年に4回も時間的にいろんなことがあると思うんですけども、その研修のための人的な配置みたいなことは考えているのでしょうか。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

主任ケアマネさんは市内のケアマネのいろいろ指導、アドバイスすることがあります。それといくつかケアプランなんかもつくったりもしていただいております。今2名いるんですけどもそのほかに普通のケアプランをつくるケアマネがおりますので、トータルすればその主任ケアマネ、ケアマネも含めまして4名おりますので、その中で時間の調整をしながら、大変ですけども受けに行っていたくということになります。

あと、土日もそういう研修開催されますんで、その分通常勤務日以外の時間を使うようにはなりますけれども、そういった時間の配分なんかは土日を使いますからある程度可能なかなというふうに思っております。

糸賀委員長

ほかにございませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第15号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長

それでは議案第16号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。まず、第3表の繰越明許費の補正です。10の教育費、社会教育費、図書館管理運営費194万4,000円計上してございます。これは去年の9月補正で予算措置をいたしました中央図書館1階トイレ改修工事の実設計業務委託でございます。平成28年度内での完了が困難となったことから平成29年度に繰り越して実施いたそうとするものでございます。

続きまして、その下変更です。教育費の中学校費、中学校施設整備事業でございます。1億3,057万8,000円から1億3,063万6,000円といたしております。5万8,000円の増です。これにつきましては城西中、城ノ内中のエレベーター設置工事の実設計におきまして、確認検査機構との協議の結果、完了検査の手数料に5万8,000円の増額が生じたため、繰越明許費にこの金額を加え、変更をいたそうとするものでございます。

その下です。保健体育費、学校給食運営費1,021万2,000円から2,435万円に増額しております。これにつきましては新学校給食センター建設予定地の用地買収につきまして平成28年度内での地権者との交渉が整わない見込みとなったことから当初予算に計上しておりました学校給食センター整備基本計画策定に係る委託料1,021万2,000円に加えまして同建設予定地内の埋蔵文化財発掘調査に係る委託料、これは昨年12月の補正予算で措置したものです。1,413万8,000円を平成29年度に繰り越して実施いたそうとするものでございます。

続きまして、第4表債務負担行為の補正でございます。廃止です。中央図書館情報管理システムデータ抽出業務委託契約でございます。これは中央図書館情報管理システムにつきましては今年7月20日から新たなシステムに移行し、稼働する予定です。そのため現在のシステム受託業者から別の業者が変わった場合を想定しまして、このシステムデータ抽出業務に係る委託料を去年の9月補正で予算措置をし、債務負担行為を設定したところで、しかしながら昨年12月に実施をいたしましたプロポーザルの結果、現在の受託業者が新たなシステムへの移行とその維持管理業務を担うこととなったことから、この業務委託契約に係る債務負担行為を廃止いたそうとするものでございます。

続きまして、次のページお開きください。第5表地方債の補正です。中学校施設整備事業と体育施設整備事業でございます。まず、中学校施設整備事業、これにつきましては1億6,960万から1億6,730万に230万円の減額といたしております。これにつきましては城西中、城ノ内中のエレベーター設置工事の国庫補助金の増額がございました。増額の内定が本年1月11日付でありまして、その関係で補助裏の地方債を減らす財源調整を行おうとするものです。既に決定しておりました金額が1億1,980万円今回地方債の減額で1億1,750万円、230万円の減となるものでございます。

続きまして、体育施設整備事業です。3億9,720万円から3億6,820万円、2,900万円の減となっております。これにつきましては3つの改修工事に係る地方債の減額でございます。1つ目がたつこのアリーナサブアリーナ天井改修工事でございます。この工事に係る

地方債減額は2,610万円です。2つ目が高砂体育館屋根改修工事でございます。これが220万円の減。そして3つ目、城南スポーツ公園テニスコート改修工事、これが70万円の減となっております。

たつのごアリーナサブアリーナ天井改修工事につきましては昨年11月に予定していた入札が不調となりましたが、同月10日付で県から通知がありまして国の学校施設環境改善交付金交付要綱が改正され、社会体育施設のつり天井落下防止対策が新たに交付金の対象事業となったことから平成28年度予算から当該工事請負費の全額を減額し、平成29年度当初予算案に国庫補助採択を見込んで設計内容の一部を見直した上で改めて計上をさせていただいているところでございます。その関係で地方債予定しておりました2,610万円全額を今回落とすものでございます。

高砂体育館屋根改修工事と城南スポーツ公園テニスコート改修工事につきましては工事が完了し、金額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、歳入の8ページ、9ページをお開きください。

龍崎健康福祉部長

歳入のほうに入ります。

9ページの3段目でございます。児童手当給付費につきましては決算見込みによる減額でございます。

次に高齢者生きがい活動促進事業費でございます。これにつきましては新規の事業でございます。NPOによる高齢者の居場所的活動に対しまして10分の10の国庫補助でございます。内容につきましては後ほど歳出のところで申し上げます。

子ども子育て支援事業費、子育て環境整備分、これについては各種事業がございますが、その決算の見込みによる減額でございます。

保育対策総合支援事業、これにつきましては15ページにあります業務効率化推進事業という事業に対する補助でございます。これの増でございます。補助率が4分の3でございます。

荒井教育部長

続きまして、教育費国庫補助金、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金227万5,000円の増額でございます。これは城西中、城ノ内中のエレベーター設置工事に係る補助金で、国の補正予算で前倒し事業として採択されたことから昨年12月補正で1,036万2,000円を歳入で計上したところですが、本年1月11日付で1,263万7,000円への増額の内定があったことから、その差額227万5,000円を計上いたしましたものでございます。

龍崎健康福祉部長

その下になります。児童手当給付費、県負担金でございますけれども国同様、決算見込みによる減額でございます。

子ども子育て支援事業費、子育て環境整備分につきましても国庫補助金と同額の減額でございます。

民間保育所等乳児等保育事業、これにつきましても決算見込みによる増額でございます。

荒井教育部長

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

市債です。教育費債の中学校債と保健体育債ですが、先ほどの第5表地方債補正の説明と同様の説明となりますので省略をさせていただきます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、12、13ページ、歳出に移ります。中段からになります。

国民健康保険事業特別会計繰出金の減額でございます。これにつきましては国保のほうに繰り入れる赤字補填分、これの減額分でございます。詳しくは後ほどご説明いたします。

介護保険事業特別会計繰出金、これにつきましては保険給付費の減、決算見込みによる減によるものでございます。これも後ほどご説明いたします。

次に高齢者生きがい対策事業でございます。新規事業でございます。内容をご説明いたします。

この事業につきましては高齢者等が地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう自らの生きがいや健康づくりを行う活動を支援するものであり、国が定める高齢者生きがい活動促進事業実施要綱に基づき、市内のNPO法人ユーアンドアイが自身の事業所において高齢者の居場所的活動を行うことに対し、その初年度設備の整備に必要となる報酬、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等について100万円を限度として補助するものでございます。補助率は先ほど申しあげました10分の10でございます。

続きまして、子育てサポート利用料助成事業、たつのこ預かり保育利用助成事業、子ども子育て支援事業、これらにつきましては決算見込みによる補正でございます。

次のページをお願いいたします。児童手当支給事業、これにつきましても決算見込みによる補正でございます。

荒井教育部長

続きまして、16、17ページをお開きください。教育総務費の事務局費でございます。積立金、義務教育施設整備基金費1億円です。これは学校施設の老朽化等に対応するため、その施設整備に係る財源として1億円を積み立てるものでございます。なお、この補正後の基金残高は2億8,344万2,842円となる見込みです。

続きまして、学校施設整備費、中学校施設整備事業の役務費でございます。これは城西中、城ノ内中、エレベーター設置工事実施設計において確認検査機構との協議の結果、完了検査の手数料の増額5万8,000円が生じたものでございます。

続きまして、体育施設費、工事請負費、総合運動公園等管理運営費でございます。まず、たつのこアリーナサブアリーナ天井改修工事につきましては先ほど申しあげました理由により、平成29年度において実施することとなったことから計上しておりました改修工事費3,430万1,000円全額を減額いたそうとするものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。高砂体育館屋根改修工事と城南スポーツ公園テニスコート改修工事です。280万8,000円の減、91万8,000円の減となっておりますが、いずれも工事が完了し、金額が確定したことにより予算との差額を減額いたそうとするものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

高齢者の居場所づくりなんですけれども1カ所なんですけれども、まだほかに予定されているような話があるか。結構皆さん期待しているんですよね。その辺のことがわかったら教えてください。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課

この事業は私どものほうで今年4月からスタートするものとは違うんですね。これは国

が、先ほど部長の説明でございましたけれども、高齢者生きがい活動促進事業実施要綱ということで国がやっている補助金がありまして、そちらのほうにこのNPOが手を挙げたということで県を通じて国のほうに申請をしているものということでもあります。居場所づくりに関しましては予算特別委員会でもお話ししましたが、非常に興味を持っていただいているNPO、あるいは地域コミュニティの方々がございます。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員

考えたら100万円ですものね。市のほうはそういうことはないですよ。失礼しました。それと例の検査の手数料、中学校整備事業の手数料の増加が検査の完了のための申請、5万8,000円というんですけれども、これ何か手違いか何かだったんですか。それとも金額によってその検査料が違うからこうなったんですか。そのところだけお聞きします。

糸賀委員長
足立教育総務課長。

足立教育総務課長

手違いといいますか、認識の違いでした。当初、学校施設の面積で検査手数料が変わってくるものなんですけども本体の校舎を算定しておりました。そうしましたところ検査機関と交渉しましたところ屋内体育館、武道場も含めなければいけないということで面積が上がりました。ということで面積も増えましたので、当然検査料も増えてしまったということで、当初、認識が違った、甘かったところも確かにあるかと思えます。

糸賀委員長
ほかにございませんか。油原委員。

油原委員

1点だけ。17ページ、総合運動公園等管理運営費の工事請負費ですね。サブアリーナの天井改修、当初不調になった。その後、補助採択になって新たにということでもありますけれども、その補助申請と補助採択の段階での工事額ですかね、どのような補助申請額をしたのか、その不調になった額よりもそれなりに精査をして出したのか、お知らせください。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

平成28年度の設計額はこちらにあります3,430万1,000円となっております。それで設計内容の一部を見直したわけですが、平成29年度の当初予算で計上したのが3,845万8,800円となっております。415万7,800円増加となっております。

その変更内容といたしましては仮設工事といたしましてエントランスホールからサブアリーナまでの通路部分の養生を追加したもの、あと仮設材の搬入、搬出時の安全誘導員の配置を追加したもの、あと内部改修といたしまして幕天井のかけ率、こちらを0.7から0.9へ変更をしたもの、あと既存のつり物、空調機のダクト等の補強工事を追加したもの、あとは金属類、軽量鉄骨下地の積み込み費を追加したものとなっております。こういうもので、415万7,800円が増加した内容となっております。

以上でございます。

糸賀委員長
油原委員。

油原委員

不調となった要因，この中で今言っているのは，かけ率が多かったというのか，0.7から0.9で当然増額になるんだろうと思います。ほかは追加ですから従来なかった部分。ただ，こういう部分がなかったら施工できない，養生，安全誘導員等々ですね。そういう不足した部分について見直しをして追加をした。それからかけ率も見直ししました。ですから400万円増になったんで対応できるということなんでしょうか。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

資産管理課のほうから話をいただいて，こういうところを見直しすれば大丈夫だろうということでございます。

糸賀委員長
ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第16号，本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして，議案第17号 平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について，執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

25ページになります。議案第17号 平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,164万2,000円を減額し，歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億1,715万円とするものでございます。

内容でございます。28，29ページをお願いいたします。

まず，歳入でございますけれども高額医療費共同事業拠出金の額が固まりまして，これを受けてこの拠出金に対して交付される国庫補助，県負担分，これが減額になるものでございます。

次に共同事業交付金のほうでございます。これにつきましても額が確定をいたしました。それに伴う減額でございます。

その他一般会計繰入金につきましても歳入歳出の差額分ということで，これは赤字補填分になります。減額でございます。

今回の補正によりましてその他一般会計繰入金の内訳でございますけれども、赤字補填分については1億2,421万2,000円となるものでございます。そのほかマル福波及分が6,844万円、保健事業費については5,214万8,000円となるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。まず、1つ目、2つ目のボックスにつきましては交付金の減によります財源調整、入ってくる額が減額になっていきますので、その分を一般財源で賄うという財源調整でございます。

次に共同事業拠出金のほうでございます。この高額医療費共同事業拠出金、そして保険財政共同安定化事業拠出金、これにつきましても拠出額の確定による補正でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

糸賀委員長

特にないようですので採決いたします。議案第17号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第19号 平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

43ページになります。議案第19号 平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,631万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億8,728万1,000円とするものでございます。内容でございます。46、47ページでございます。

歳入でございます。今回の歳入につきましては歳出のところの保険給付費の減額によりまして各負担先からの負担金の減額が主なものです。

国庫負担金につきましては給付費に対して施設が15%、それ以外が20%です。

普通調整交付金につきましては給付費の1.084367%が交付されますが減額分です。

支払基金のほうからは28%の負担割合でございますので、その分の減額です。

県負担分については施設が17.5%、それ以外が12.5%の負担です。

一般会計繰入金につきましては市の負担分12.5%分の減額でございます。

次のページ、歳出でございます。まず、施設介護サービス給付費、これは1億円の減額でございます。大事なところなのでご説明をさせていただきます。

施設介護サービス給付費につきましては28年度につきましてはある程度給付費が伸びるだろうと、このように予定をしていたところでございます。この減額をしても決算ベースでは平成27年度決算額を上回る給付費となる見込みではございますけれども、その伸びが低かったということで、理由として考えられるのは特別養護老人ホームの入所の要件、これが要介護3以上と制限がかけられていることなどから当初見込んだよりも伸びなかったというふうを考えております。

また、居宅介護サービス給付費につきましては大きく伸びております。国の在宅介護の推進、こういったものが反映しているものではないかと考えております。

次に、2つ目でございます。特定入所者介護サービス費でございます。3,000万の減でございます。これにつきましても若干ご説明させていただきます。

施設入所者及び短期入所利用者が非課税世帯である等の場合に居住費や食費を軽減する給付でございます。補足給付の受給者の段階区分のうち第2段階と第3段階は年金収入及び合計所得金額の合計額で判断していたものでございますけれども、平成28年8月より遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額も勘案することになりました。このことによりまして利用者負担段階が第2段階であった方のうち第3段階になる方が増加し、給付が減少したものと考えております。

次に介護保険支払準備基金費につきましては、余剰分の積み増しでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

特別養護老人ホームの入居の基準が要介護3になったということなんですけれども、そうすると今まで2になっていた人で入れなかった人が現実にいるのかどうかということと、本当にそれだけでこの減額なのか。今、人が足りなくて定員に満たないみたいなのところがありますけれども、その辺の影響なんかもあるのかどうかというのはわかりますか。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

実際問題として、そういったご相談はございました。それにつきましては内部のほうで調整いたしまして、あるいは関係する事業所にそういうような話をして判断をしたということがございます。それが一つ一つ例を挙げますと旦那さんが入っているから一緒に入りたいたかと、そういったケースもあったように記憶をしております。ここに資料がございませんので詳しいことはお話しできませんけれども、そういった例があったと記憶はしております。

それと介護の人材が不足しているから入れられないと、そういう状況があったかということでございますけれども毎月出ております人数を見ますとそういったことはないんだろうというふうに思っております。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

そうしますと本当に要介護3のところの規定のところ2の人たちがいろんな事情はあるけれども、対処せざるを得なかったということが多かったのかなというふうに私は考えます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。杉野委員。

杉野委員

同じところで伊藤委員が質疑されたんですけれども、昨日NHKの9時からの報道で同じ問題が25分にわたって報道されておりました。施設はつくっているんだけど空きがあ

る。介護士が不足している。それから、もう1つは要介護3以上ということにしたこと。それと同時にいわゆる認知の場合、自分で動けるからどうしても要介護度が3にはならないで2だけれども1人じゃ生活はとてもできない。そういうような報道がありました。一般質問でも話しましたけれども、その辺のところをしっかりと注視していただきたい。無駄のない施設、これからも老健とかいろいろグループホームもつくっていくわけですから人材の確保については相当力を入れていただきたいなと思っていますので、これは私からの強い、強い要望です。お願いします。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

ご指摘は日本全国、今そういうような流れだと思います。ただ、報道されておりますのはどうしても都市部ということはあると思います。地方のほうでも過疎のほうではそういったケースというのでも聞くんですけども、特に多いのは都市部のほうかなというふうに認識をしております。

ただ、議員ご指摘のようにこれからそういう流れになっていくのは何も運送業、宅配業、あればかりでなくてももう全業種に、人口減ですから波及していくものと考えておりますので、その体制をとらなきゃならないということは十分認識しながら確保に努めてまいりたいと思います。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

確保に努めていくというお言葉がありましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでサービス付き高齢者住宅なんか龍ヶ崎に結構多く建てられているんですね。ところが、いつの間にか看板がおろされちゃっているとかね、そういうところもあります。ですから、結構介護士の取り合いとかね、そういったことが熾烈になって確保できないところが破綻しちゃうという傾向にありますんで、それは民間だからいいということじゃなくて、そこに入っている人が市内の人が入っていた場合に、そういった市民の皆さんがそういう場合に陥った場合は手だてもある程度考慮しておかないとまずいかなと思っていますので、その点もあわせてよろしくお願ひします。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

そういった情報なんか聞いております。そういうサ高住でいわゆる事業所がつくっているとところでそういうような情報がある場合には、十分そこに入っている龍ヶ崎市の被保険者でございますので、我々といたしましては事業所のほうからも事情を聞いたり、あるいは今後、入っている被保険者の本人、あるいはご家族ともお話をして、その後の対応というのでも十分保険者として対応していく考えでおりますのでその点をご安心していただければというふうに思います。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

ありがとうございました。

そういった事例が今後相当多く予見されますので体制づくりをしっかりとやっていただかないと、それで前の審議会のときにもそういう話が出まして、その辺は人の命にかかわる問題ですし、それから高齢者がどんどん増えれば要介護率が、対象の人が増えるのは当たり前なことなので、その辺の体制を怠りなくお願いしたいと思ひまして私の質疑を終えます。

糸賀委員長

ほかにございませんか。

【なし】

糸賀委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第19号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 平成28年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

51ページになります。議案第20号 平成28年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,257万1,000円とするものでございます。

54, 55ページをお願いいたします。今回の補正につきましては人間ドックの補助金、助成金のほうが増えたこと及びそれに関連した登録料として後期高齢者健康診査事業業務費を計上するものでございます。これらにつきましては全額広域連合のほうから補助金として入るものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

この助成を受ける人数的なことがわかったら教えてください。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。今回、当初予算が140人分を組んでおりましたが、見込みでは189人分、プラス49人分の増額でございます。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありますか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第20号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に陳情の審査に入ります。平成29年陳情第1号「いじめ防止対策推進法」の改正を求める陳情書についてです。事務局に陳情を朗読させます。

【事務局朗読】

糸賀委員長

それでは各委員からご意見がありましたらお願いいたします。伊藤委員。

伊藤委員

いじめが深刻になっているということではもう皆さん胸を痛めていることだというふうには思います。でも、学校の先生とか教育委員会への罰則を強化したからといって、私はこれは解決できる問題ではないというふうに思いますし、いじめ問題そのものはもっと社会的な問題として、もっと幅広く検討していく問題だと思うんですね。ここで学校の先生とか教育委員会の罰則を強化したとしたら、今度子どもとそういう先生たちの間の信頼関係がなくなってしまうし、もっと隠そうとしたりとか、そういうことが広がるんじゃないかなというふうに思いますので、この陳情については私としては賛成できないというふうに表明したいと思います。

糸賀委員長

ほかをお願いいたします。後藤委員。

後藤委員

私はこの陳情を採択するべきだと思っています。このいじめ防止対策推進法が施行されてからも、特に最近報道されている原発事故避難者の方への、ここの横浜の例もありますけれども、いじめを見ていると、その中で放置ですよ。教師の皆さんがいじめを放置してしまっている現状は全く直っていないんだなというのをすごく感じています。

昨日ぐらいですかね、新潟のほうの同じような原発避難者の方のいじめの事例、報告書が出ました。小学校3年生ぐらいから菌扱い、ばい菌、多分、原発避難者だから放射能の話など、報告書のほうでは因果関係は認められていないみたいなんですけれども、そういった小学校3年生から菌扱いしていて小学校3年生のときの担任はそれを知らなかった。小学校4年生になって小学校4年生の6月に担任の先生に相談した。ばい菌扱いされている。けれども、その先生は放置したわけですね。放置したどころか11月にその子のことを菌扱いしたわけですね。菌呼ばわりして、その子は菌呼ばわりされていじめにあっても頑張って学校に登校していたのに、先生のその一言で学校へ来られなくなっちゃったわけですね。それでこの問題が表面化した。この先生は結果として減給3カ月ぐらいの処分にな

りましたけれども、私としてはこんな人が先生をやって、続けていられることに本当怒っていますよ。

だから、そういった点でいうとこの先生も5カ月放置したわけですよ。いじめられているという生徒の声を直接聞いたのに放置した上にその生徒をいじめたわけですよ。だから、現状のいじめ対策推進法では全く従旧来と変わらない。99%以上の方の先生が、もっとかもしれないですけども、聖職者として子どもに向き合ってくださいっているんですけども、全て性善説では立ち向かえない。こういった先生も少なからずいることはもう事実です。

ですから、私もこういった点に関しては罰則というところでしか、少しでも食いとめる、全部食いとめることにはならないと思いますけれども、少しでも食いとめることに何ができるかといったら罰則を設けるしかないんじゃないかなと私は感じていますので、この陳情には採択ということで意見を表明したいと思います。

糸賀委員長
油原委員。

油原委員

この陳情については反対の立場で、いじめというのは学校教育だけの問題ではないんだろうというふうに思いますよ。社会全体、強いては家庭教育が一番じゃないかなと。そういう意味ではこの陳情の考え方で言えば父親、母親に罰則規定をつくったほうがいいんじゃないかというふうに私は思いますよ。社会全体の問題であって、その罰則規定を設けたからって、それがなくなるのかというようなことじゃなく社会全体、家庭教育から学校教育全体の中でいじめ問題というものを十分重要課題とし取り組みをしていくというようなことが重要であって、そういう意味で罰則規定を設けるというようなことは私は必要はないというふうに思っております。

糸賀委員長
久米原委員。

久米原委員

私も一応反対の立場から意見を述べさせていただきます。確かに、一部の先生ではそういう先生もいらっしゃるのかなと思うんですけども、こういったことを決めてしまうと逆にまた先生とのコミュニケーション、先生側もとりたいくてもとれない。今なんかも結構ちょっと触っただけでもセクハラと言われてしまったり、そういう部分もあって、先生たちも委縮してしまう部分があって、本来はいじめられている子たちというのはサインを出しているんですね。それに気づいてあげられる環境づくりが今は一番大事かなと。

さっき後藤君の話を知ったら、そんなことがあったらかわいそうだなと思って、ぐっと思っちゃったんですけども、確かにいじめられている子にとっては本当につらかったし、先生が本来は味方になってくれなきゃいけないんですけども、何かすごくかわいそうだったと思うんですけども、本来はその子どもたちのサインを親だったり、学校の先生だったり、周りだったり気づいてあげて、やっぱりそれが本当にいじめのなくなる方向だと思うので、こういった罰則をつけるのではなくて、昔は近所のおじちゃんが学校行っていないとどうしたんだい何ていう環境もあつたりとか、あと保健の先生が実は結構相談に乗ってくれたりという時代もあつたんですけども、なのでこういった罰則をつけるのではなく、また違う角度からしっかりいじめをなくす対策をしていただきたいと思うので、今回は、これに対しては反対をさせていただきます。

糸賀委員長
杉野委員。

杉野委員

陳情文書を素直に受けとめたいと思っているんですよ。これは学校及び教員についてどうなんでしょうかという話なので、余り拡大しちゃうと收拾つかない話になってくるのかなと。罰則規定、いじめを放置、隠蔽するなどというのは教師としては大きな問題ですよ、学校としても。だから、これは素直に受けとめたいと私は思っています。そういった意味で賛成したいと。意思を表明したいと思います。

以上です。

糸賀委員長
札幌委員。

札幌委員

私は反対という立場で、また、いじめを実際にうちの娘は受けたことがありまして、学校にも行けなかったということもあるんです。ただ、これが成人式の日になりますと、いじめていた人たちが、いじめていた側に対して全くそういったのがなくなってしまうんですよ。ということは、いじているほうはいじているという認識がなかなかできていないということがありまして、私はその光景を見て非常にびっくりしたんですね。当時、娘がいじめられていたときに私は学校にもちゃんと先生は見ているのかと、まさしく行けなくなっているという状態を見て、先生に抗議したことがあったんですけども、これが実際に成人式になるとたった5年間ぐらいの期間で子どもたちの立場、スタンス、考え方も変わっていきという状況を目にしました。

ですから先ほど油原議員が言われたように、いじめというのは本当に社会的な問題で、その先生と生徒たちだけの問題ではなくて社会全体として考えていかないといけないなというふうに感じていますので、罰則で縛る、その場限りでおさめてしまうというふうな方向性になることを危惧しますので、今回のこの陳情に対しては反対の立場でいきたいと思えます。

以上です。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員

私は反対という立場からなんですけれども、いじめ加害者になるとき、そしてまた被害者になるときもあるというのが実態だろうと思います。そういった中で、ただ単に教育委員会、あるいは教師に対しての処罰をすればいいというものではないだろうと思って考えます。そういった意味でこの陳情には反対ということですよ。

糸賀委員長
ほかにご意見はよろしいですか。

【なし】

糸賀委員長

それではお諮りいたします。平成29年陳情第1号「いじめ防止対策推進法」の改正を求める陳情書につきましては採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成少数であります。よって、平成29年陳情第1号は不採択とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。